

環境省令第二十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の二第三号ホの規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年五月二十六日

環境大臣 小池百合子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の四の二第六号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であつて、日本工業規格C〇九五〇号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

- (1) 廃パーソナルコンピュータ
- (2) 廃ユニット形エアコンディショナー

- (3) 廃テレビジョン受信機
- (4) 廃電子レンジ
- (5) 廃衣類乾燥機
- (6) 廃電気冷蔵庫
- (7) 廃電気洗濯機

第八条の十六の三中「及び第八号」を「、第七号及び第九号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に締結されている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条の二第三号に掲げる委託契約に対するこの省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）（第八条の四の二並びに新規則第八条の十六の三において準用するこの省令及び廃棄物の

処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第七号）による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の四の二の規定の適用については、当該契約の更新までの間は、なお従前の例による。

3 この省令の施行前に製造された製品であつて、新規則第八条の四の二第六号二に掲げる産業廃棄物となつたものに対する新規則第八条の四の二（新規則第八条の十六の三において準用する場合を含む。）の規定の適用については、なお従前の例による。